

認定低炭素住宅に対する税の特例(1/2)

【所得税】

(1)住宅ローン減税を一般住宅に比べて以下の通り拡充します(平成24年12月4日から令和4年12月31日までに入居した者が対象)。

一般の住宅				
居住年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
平成24年	3,000万円	10年間	1.0%	300万円
平成25年から 平成26年(3月末まで)	2,000万円			200万円
平成26年(4月)から 令和4年(12月末まで)	4,000万円			400万円



認定低炭素住宅				
居住年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
平成24年	4,000万円	10年間	1.0%	400万円
平成25年から 平成26年(3月末まで)	3,000万円			300万円
平成26年(4月)から 令和4年(12月末まで)	5,000万円 ※			500万円

◆主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ③床面積が50㎡以上あること
- ④店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- ⑤借入金の償還期間が10年以上あること
- ⑥合計所得金額が3,000万円以下であること

◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。

- ①明細書
- ②残高証明書
- ③登記事項証明書
- ④請負契約書又は売買契約書
- ⑤低炭素建築物新築等計画認定通知書
- ⑥住宅用家屋証明書※又は認定低炭素住宅建築証明書* 等

※保存登記等の際にも、登録免許税の軽減を受けるために必要な書類となっています。

あらかじめ、その写し等を司法書士等から入手しておいてください。

*認定低炭素住宅建築証明書は、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関のいずれかに発行を依頼して下さい。

※

・2020年(R2年)中に入居の場合、控除期間は最大13年間(消費税率10%適用の場合)

・2021年(R3年)中に入居の場合、控除期間は10年間

*新型コロナウイルス感染症関係の適用要件弾力化措置の適用を受ける場合は13年間

*契約期限(R2.10~R3.9(注文住宅の場合)、R2.12~R3.11(分譲住宅等の場合))と入居期限(R4.12)を満たす場合、控除期間は13年間

控除率については、1~10年目は1%、11~13年目は消費税2%分の範囲で減税

※税の特例の対象となるのは、低炭素建築物のうち一定の新築住宅(認定低炭素住宅)です。

認定低炭素住宅に対する税の特例(2/2)

(2) 投資減税型の特別控除(平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居した者が対象)

個人が、都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する認定低炭素住宅の新築等をして、居住の用に供した場合には、標準的な性能強化費用相当額※(上限:650万円*)の10%相当額を、その年分の所得税額から控除(当該控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除。)する。

※標準的な性能強化費用相当額とは、以下のとおりとする。

<平成26年4月1日から令和元年12月31日までに居住の用に供した場合>

住宅の構造に関わらず、43,800円に床面積を乗じて得た金額とする。

<令和2年1月1日以降に居住の用に供した場合>

住宅の構造に関わらず、45,300円に床面積を乗じて得た金額とする。

*650万円の控除対象限度額は、当該住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合に限って適用されます。このため、消費税の経過措置により旧税率(5%)が適用される場合は平成26年4月以降の入居であっても500万円が性能強化費用相当額の上限となります。

◆主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ③床面積が50㎡以上あること
- ④店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- ⑤合計所得金額が3,000万円以下であること

◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。

- ①明細書
- ②登記事項証明書
- ③請負契約書又は売買契約書
- ④低炭素建築物新築等計画認定通知書
- ⑤住宅用家屋証明書※又は認定低炭素住宅建築証明書* 等

※保存登記等の際にも、登録免許税の軽減を受けるために必要な書類となっています。あらかじめ、その写し等を司法書士等から入手しておいてください。

*認定低炭素住宅建築証明書は、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関のいずれかに発行を依頼して下さい。

【登録免許税】(令和4年3月31日までに取得した者が対象)

住宅用家屋の所有権保存登記等に係る税率を一般住宅特例より引き下げる。

	本則	一般住宅特例	認定低炭素住宅
所有権保存登記	0.4%	0.15%	0.1%
所有権移転登記	2.0%	0.3%	0.1%

◆主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②住宅の新築又は取得から1年以内に登記をすること
- ③床面積が50㎡以上あること

◆適用を受けるために必要なこと

登記を行う際に市区町村が発行する住宅用家屋証明書が必要になります。

※税の特例の対象となるのは、低炭素建築物のうち一定の新築住宅(認定低炭素住宅)です。